令和5年度 南砺市健康づくり推進協議会次第

日時 令和5年8月29日(火)午後7時より 場所 南砺市地域包括ケアセンター2階多目的研修室

1. 開 会	
2. 挨 拶	
3. 会長、副会長の選出について	
4. 協議事項	
(1) 各課の健康づくりの取組み状況について	
資料1 妊娠期から乳幼児期の保健事業(保健センター)	[P 1]
資料2 保育園における保健事業 (こども課)	[P 7]
資料3 小・中学生の保健事業(教育総務課)	[P11]
(2) 南砺市民健康プラン [第2次] の最終評価(案)について	
資料4 参考資料	[P16]
(3) 南砺市第3次健康プランの骨子(案)について 資料5	[P32]
5. その他	

6. 閉 会

令和5年度 南砺市健康づくり推進協議会委員名簿

	協議会 役職	氏 名	役 職 等	委嘱期間 委嘱書交付	備考
1	会長	金子 利朗	南砺市医師会 会長	R5∼R6	新規
2	副会長	山本 茂	南砺市歯科医師会 会長	"	
3	副会長	南田実	南砺市地域づくり協議会連合会 副会長	"	
4	委員	長瀬 博文	富山県砺波厚生センター 所長	"	
5	委員	中林 美奈子	富山大学芸術文化学部 客員准教授	"	
6	委員	原 雄二	南砺市体育協会 副会長	"	新規
7	委員	竹中 雅司	南砺市商工会 事務局長	"	
8	委 員	川口 正城	南砺市老人クラブ連合会 会長	II.	
9	委 員	武部 範代	なんと住民マイスターの会 南砺市環境保健協議会健康部会	II	
10	委員	松井 正子	南砺市食生活改善推進協議会 会長	JJ	
11	委 員	藤原 富子	南砺市ヘルスボランティア連絡会 会長	11	
12	委員	山本 美紀	南砺市母子保健推進連絡協議会 顧問	JJ	新規
13	委員	定村 誠	公募委員	JJ	新規
14	委 員	加藤 美穂	公募委員	II	新規
15	委員	寺井 正次	公募委員	JJ	新規
		松田 哲也	地域包括医療ケア部長		新規
		氏家 智伸	教育総務課長		
		溝口 早苗	こども課長		
		金兵 留美	地域包括支援センター長		
	*	水上 武司	健康課長		
	事務局	三田 義弘	保健センター所長		
		長岡 千夏	健康課主幹・健康増進係長		新規
		金子 有希	健康課主幹・国保・年金係長		
		橋爪 奈千	健康課副主幹		
		山本 紗由美	健康課保健師		新規

令和5年8月29日 健康づくり推進協議会 座席表

会 長

南砺市地域づくり協議会連合会副会長 南田 実	
富山県砺波厚生センター所長 長瀬 博文	
南砺市体育協会副会長原 雄二	
南砺市老人クラブ連合会会長 川口 正城	
公募委員 定村 誠	
公募委員 加藤 美穂	
公募委員 寺井 正次	

傍

聴

席

南砺市医師会会長 金子 利朗 南砺市歯科医師会会長 山本 茂 富山大学芸術文化学部客員准教授 中林 美奈子 南砺市商工会事務局長 竹中 雅司 南砺市食生活改善推進協議会会長 松井 正子 南砺市母子保健推進連絡協議会顧問 山本 美紀

武部 範代

地域包括 地域包括 入り口 保健センター こども課 教育総務課 健康課 医療ケア部 支援センター 三田所長 水上課長 溝口課長 氏家課長 松田部長 金兵センター長 健康増進係 健康増進係 健康増進係 国保•年金係 山本主任 橋爪副主幹 長岡係長 金子係長

平成16年11月1日 告示第107号

改正 平成28年3月18日告示第98号

(設置)

第1条 市民の健康づくり、保健衛生意識の高揚等を図るとともに地域の健康づくり を推進するため南砺市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置す る。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議し、必要に応じて市長に提言を行う。
 - (1) 健康づくり事業の計画及び実施に関すること。
 - (2) 健康づくり、保健衛生思想の高揚及び健康教育の振興に関すること。
 - (3) 地域健康づくりに関する自主組織の育成及び指導に関すること。
 - (4) 関係機関及び関係諸団体との連絡調整に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に伴う調査及び研究に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、関係行政機関、関係団体の代表者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、そ の前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。 (専門部会)
- 第6条 協議会が必要と認めるときは、専門部会を設けることができる。
- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。 (幹事及び庶務)
- 第7条 協議会に幹事若干人を置くことができる。
- 2 協議会の庶務は、地域包括医療ケア部健康課において処理する。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。

附 則(平成28年3月18日告示第98号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。